

防府市指定有形文化財（彫刻）

木造不動明王立像

昭和四十二年九月一日指定

像高は、不動明王二六五・二一四・里沙門天二六六・〇四で、ともにヒノキ材の一木造りで彫眼です。面相の肉付けに厚味がわずかに認められ、衣文の肉厚な彫法などから、制作は平安時代後期（鎌倉時代末期）から鎌倉時代中期（12世紀後半）頃と想われます。

これらの像は、本尊である十一面觀世音菩薩の附物であり、三体ともかつて高瀬から木舟に移された大光明の仏像でしたが、魔守となつたため、地元の人々が現觀音堂の境内に設置所を設け、信守してきたものです。

木造十一面觀世音菩薩立像

昭和五十六年三月十日指定

像高は、九十八・六四で、ヒノキ材の一木造りで彫眼です。ふつぐらとした優かな顔、肉付きのよい頭がかな脚、広い肩幅、腰高で引き締まつた脚、均整のとれた下半身、透け衣文の彫りなど平安時代後期（鎌倉時代初期）の特色を示しています。

しかし、脚の脚にわざかなカーブが認められ、目次がやや肉付きよく後方にそり出しているなど、鎌倉風の特色も見られます。

平成十二年一月

防府市教育委員会